

# 平成31年度新居浜市教育委員会取組方針

新居浜市教育委員会

## はじめに

平成の時代が幕を降ろし、新たな時代が始まります。

人口減少・高齢化の進展、子どもの貧困や地域格差の拡大など、現代社会において地域が抱える課題はますます大きく、顕在化しています。

また、人生100年時代の到来、急速な技術革新による超スマート社会(Society5.0)など、これまでとは異なる新たな生き方が求められる現代に、我々が豊かに生きていくためには、人生の基盤となる若年期の教育の充実はもちろんのこと、生涯にわたって学び、活躍しつづけることが求められており、加速する変革の時代を生き抜く力を育成する「教育」の重要性は、ますます大きなものとなっています。

新居浜市では、平成27年度に見直しを行った第五次新居浜市長期総合計画のもと、「市民の力が育まれ、次世代へ継承される社会の実現」を目指し、教育・文化・スポーツの推進・充実に取り組んでいるところです。

今回、平成31年度における新居浜市が目指す教育の方向性や重点的に取り組む事項を示す具体的な指針として、新居浜市教育委員会取組方針を定めました。

この取組方針をすべての関係者が共有し、思いをひとつにして取組を進めることで、新居浜の子どもたちから高齢者まで、すべての市民が幸せを実感できる学びの社会の創造を目指すものとします。

## ●私たちのミッションは

人生百年時代、子どもから高齢者まで、すべての市民が幸せを実感できる  
学びの社会を創ること

急激に変化する現代社会の中、子ども達は未来を生き抜く基盤を固め、将来の夢を  
思い描き、その実現に向けて歩み出します。大人達は社会の中で、様々な学習や活動  
に取り組むことで豊かな人生を築いていきます。

新居浜市教育委員会は事務局、教育機関が一体となり、様々な教育活動を通じて、  
すべての市民がその受益者であると同時に当事者として関わり、支え合い創りあげる  
新しい学びのまちづくりを目指します。

## ●ミッションの実現のために

私たちは「学習する組織」を目指します。

子ども達の模範になる「アクティブラーナー」になります。

「学習する組織」とは、目的に向かって効果的に行動するために、組織としての意識と能力を継続的に高め伸ばし続ける組織です。主体的に、対話的に、深い学びに関  
わっていきます。

そのために大切にしたい三つのチカラは

- 1 「志」を鍛える力
- 2 「多様性」を理解する力
- 3 みんなで共に創り上げる力 です。

## ●基本理念として次の視点を掲げます。

- 1 市民一人ひとりが尊重され、持てる力が発揮できるまちづくりを目指します。  
(人間尊重主義)
- 2 子ども達の将来に責任が持てる教育を追求します。  
(未来への責任)
- 3これまでの当たり前を見直し、全体最適を追求します。  
(組織文化の変革)
- 4 現場を尊重し、支援のスタンスを持ちます。  
(現場第一主義)
- 5 ふるさとを忘れず、先人を尊敬する心を育みます。  
(地域愛の醸成)

## ●私たちが大切にする約束は

- 「対話」・・・様々な立場の人が対等の場で話し合い、納得できる答を導く
- 「包摶」・・・誰も排除されない、誰も取り残されない
- 「共創」・・・多様な人々が知恵と力を出し合って
- 「挑戦」・・・失敗を恐れず前向きに
- 「継承」・・・過去から現在そして未来へ繋ぐ
- 「希望」・・・常に明るい展望を持ち、未来を思い描く

## 最重点目標

- 1 不登校アンダー100
- 2 学力・体力1割レベルアップ
- 3 17項目のSDGs開発目標をすべての教育活動に定着させる。

# 社会教育課

## 第1 最重要課題

誰もが幸せを実感できる地域社会づくりに貢献する社会教育の実現

## 第2 重点事項(取組方針)

### 1 地域課題解決型の社会教育の推進

#### (1) 地域住民主導型の公民館活動の推進

- ア 地域課題を解決するための学習活動の推進
- イ 活動を支えるまちづくり協議会等の地域自主組織の結成・強化
- ウ 地域住民主体の地域課題ワークショップへの協力（暮らしの問題を共有し、解決策を考える活動等）
- エ 地域課題把握のための関係各課と連携した市政講座の開催（介護・子育て・健康・環境・都市計画・道路整備等）
- オ まちづくりにつながる人づくりを促進する学習活動の推進
- カ 地域住民の主体的参画を促すための楽しい仕掛けづくり

#### (2) 地域版シビックプライド醸成のための地域住民主体の取組の推進

- ア 地域に対する愛着と誇りの醸成につながる学習活動の推進
- イ 学校と連携した取組の展開

### 2 家庭・地域の教育力向上のための取組の推進

#### (1) きめ細かい家庭教育支援活動への取組

- ア 学校、関係課と連携した子育て支援施策の学習・情報提供
- イ 必要な課題、必要としている親に対応した多様な学習機会・情報の提供
- ウ 親同士の交流や気軽に集まれる場の提供など、講座形式にとらわれない学習・支援活動の展開

#### (2) 地域全体で子どもを育てる意識の醸成と体制の充実

- ア 学校支援地域本部・地域学校協働本部との連携（コミュニティ・スクール）
- イ 地域住民の参画による子どもの居場所づくりの推進
- ウ 子どもが地域で安心して過ごせる環境づくり

### 3 地域活動を支える人材育成の推進

#### (1) 公民館職員研修等の充実

- ア 館長会、主事会を活用した研修の実施

(2) 校区のまちづくり人材の育成

ア 地域づくりの担い手となる人材の発掘・育成への取組

**4 社会教育関連施設・機能の充実**

(1) 公民館施設環境整備事業

(2) 生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園の機能の見直し

**5 公民館機能の見直し**

(1) 公民館の役割の再定義（自治会との関係性等）

(2) 必要な職員体制への見直し（会計年度任用職員に関する検討）

(3) 首長部局との連携・協働

# 学校教育課

## 第1 最重要課題

子どもたちの豊かな学びを支える教育の充実

## 第2 重点事項(取組方針)

1 「持続可能な社会」の担い手育成に向けた、地域とともにある学校づくり

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

コミュニティ・スクールの導入により、地域と学校が公式のパートナーとして、ともに子どもたちを育て、ともにつくる「地域とともにある学校づくり」を推進する。

ア コミュニティ・スクール推進事業

イ コミュニティ・スクールに係る研修会等の開催

ウ 学校支援地域本部から地域学校協働本部への事業転換

エ 別子中学校学び創生事業

(2) 小中学校のE SD推進

持続可能な社会の担い手を育てるため、学校と地域が連携して自主的に創意工夫を凝らした教育活動を展開する。また、それらの教育活動がどのSDGs(持続可能な開発目標)達成に向けたものなのかを明確にすることで、より深化した学びとなるよう努める。

ア ふるさと学習の充実【ふるさと学習奨励賞】【新居浜ものしり検定】

イ 国際理解教育の充実【中学生海外派遣事業】

ウ 環境教育の充実【学校環境教育支援活動事業】

(3) 放課後における子どもの安全な居場所づくりと子どもたちの健全育成の推進

放課後における子どもの安全な居場所づくりとともに、子どもたちの健全育成に取り組むため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後まなび塾の充実を図る。

ア 放課後児童クラブの拡充

イ 放課後子ども教室、放課後まなび塾の拡充

ウ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後まなび塾を連携して実施

## 2 互いの人権を尊重し、一人一人が支え合い、認め合う人間関係づくり

不登校やいじめによる学校や社会への適応が難しい児童生徒の学校復帰と社会的自立を目指し、学校、家庭と関係機関の連携を進めながら、訪問活動や相談活動等に取り組む。また、学校における学級経営改善を図るとともに、いじめ・不登校の未然防止と早期対応を強化する。

- (1) 不登校・いじめ対策の推進
- (2) 差別解消に主体的に取り組む児童生徒の育成
- (3) 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めながら、ともに生きていこうとする実践的な態度の育成
- (4) 「ボイスシャワー」「人のことを大切にして聞く」の実践

## 3 学力向上に向けた事業推進

確かな学力の定着と向上を図るための学習指導の改善に努める。主体的に学ぶ力を身に付けるとともに、基礎的知識や技能を習得させ、課題解決能力を育てる学習の充実を推進する。

- (1) 英語力の向上【生きた英語教育推進事業－ALT】
- (2) 学校図書館支援センターの学校司書派遣による授業支援
- (3) イングリッシュサマースクールの開催
- (4) あかがね算数数学コンテストの開催
- (5) 小中学生科学奨励賞事業の開催
- (6) 中学生弁論大会の開催
- (7) 中学生英語スピーチコンテストの開催
- (8) えひめジョブチャレンジUー15事業の実施

## 4 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースに基づき、学校の業務改善を推進する。

- (1) 主体的な授業改善
- (2) 新居浜市授業モデルに即した実践的な授業研究の推進
- (3) 新居浜市教育研究所の機能強化
- (4) 校務支援システムの導入
- (5) 「チームとしての学校」の機能強化
- (6) 部活動指導員の配置
- (7) スクール・サポート・スタッフの配置

## 5 安全・安心な教育環境の整備

- (1) 小中学校の適正規模・適正配置等に関する方針検討
- (2) 学校施設の長寿命化計画の策定と教育環境の改善計画の策定
- (3) 学校施設環境整備工事の実施
  - ア 空調設備の整備
  - イ 体育館の洋式トイレの整備

# 文化振興課

## 第1 最重要課題

文化芸術の香りを未来に伝えるまちづくり

## 第2 重点事項(取組方針)

### 1 子どもが文化に触れ、心豊かに成長できるまち

#### (1) 子ども対象の文化芸術事業の充実

- ア SDGs アートフェスティバルの開催
- イ 写生大会、絵画教室等の継続

#### (2) 学校や団体と連携した事業の実施

- ア 文化団体等と連携した鑑賞・体験教室の充実
- イ アウトリーチ活動の充実

#### (3) 意欲や才能を伸ばすための文化芸術活動の支援

- ア 文化芸術を勉強している学生等に発表の機会を提供

### 2 文化を身边に鑑賞、活動できる場所があるまち

#### (1) 文化芸術事業の充実

- ア 市民文化祭、美術展覧会等の継続
- イ 招聘事業や助成事業を積極的に活用した質の高い文化芸術事業の開催

ウ あかがねミュージアム等を活用した文化芸術事業の充実

- エ 文化芸術団体等と連携した鑑賞・体験教室の充実

#### (2) 効果的な情報の発信

- ア ホームページや SNS を活用した情報発信の推進

#### (3) 鑑賞する場所の整備

- ア 市民文化センターの整備方針検討

#### (4) 文化芸術団体の活性化

- ア 活動団体の活動見学や体験する機会の提供

- イ 市独自の財政支援制度の創設検討

### 3 身近に自然・歴史を感じられ、ふるさとへの愛着と誇りをもてるまち

#### (1) 自然・歴史を学習できる場所の整備

- ア 郷土資料の有効活用

- イ あかがねミュージアムやふるさとラボでの学習環境の整備
- ウ 郷土文化遺産等の展示・収蔵を行う場所の整備検討

(2) 市民の文化財に対する理解の促進

- ア 埋蔵文化財の分布状況の確認・整理及びホームページ等での情報発信
- イ 文化財めぐり事業の実施

(3) 文化財の適切な保存・継承・整備

- ア 国指定文化財の保存活用計画の策定検討
- イ 指定文化財の案内看板や周辺の環境整備

#### 4 伝統ある文化が継承され、市民が大切にしているまち

(1) 保存や継承に向けた世代間交流の推進

- ア 郷土芸能学習活動や運動会での発表等継続的な活動の推進

(2) 伝統文化に接する機会の充実

- ア 郷土芸能発表会の開催

(3) 伝統文化等地域の魅力発信

- ア ホームページ等での伝統文化に関する情報発信

(4) 市全体での取組推進

- ア 保存伝承活動に対する行政支援の拡充

# ス ポ ー ツ 振 興 課

## 第1 最重要課題

スポーツに親しむ、スポーツを楽しむ・育てるまちづくりの推進

## 第2 重点事項(取組方針)

### 1 生涯スポーツの推進とスポーツ機会の創出

- (1) 新居浜市（教育委員会）関係のスポーツイベント等の充実
  - ア 市民歩け歩け大会 → 新たなコースでの開催
  - イ 市民体育祭 → 第50回記念大会として総合開会式等の充実
  - ウ あかがねマラソン → 大会運営の改善や参加者へのおもてなし充実
  - エ 青少年育成スポーツ活動事業 → 少年スポーツ大会の開催
  - オ 地域スポーツ育成事業 → 老若男女対象の地域スポーツ教室・大会の開催
- (2) 都市間交流協定に基づく愛知県大府市とのスポーツ交流の開始
  - ア ジュニアバドミントン交流大会の開催（8月2日～4日）  
(愛知県大府市へ新居浜市のジュニアバドミントン選手団を派遣)
- (3) 愛・野球博事業への協力と活動支援
  - ア 愛・野球博実行委員会事業への協力
  - イ 実行委員会認定事業の誘致と開催支援
- (4) 市内のスポーツ関係団体が行うスポーツ活動との連携と支援
  - ア 新居浜市スポーツ協会 → 体育功労者等の表彰や市民体育祭への参画など
  - イ 新居浜市連合体育振興会 → 校区運動会や地域スポーツ育成事業実施など
  - ウ 新居浜市スポーツ推進委員協議会 → 市民体育祭や校区運動会に参画など
  - エ 新居浜市文化体育振興事業団 → スポーツ大会やスポーツ教室の開催など

### 2 トップアスリートの育成とチームの競技力向上

- (1) 市内の小学生、中学生及び高校生選手の競技力向上
  - ア 学校トップアスリート事業の実施  
(サッカー、セーリング、卓球、バスケットボール、バドミントン、野球、陸上競技)
  - イ 全国大会出場を目指す市内の高等学校へのスポーツ活性化事業の展開
- (2) 国体レガシーを活かし、新居浜市スポーツ協会を通じた競技スポーツ種目の競技力向上
  - ア 国体強化事業、セーリング競技強化事業への支援

### 3 市民（県民）が関係するスポーツを支えるまちづくり

- (1) 市内の各団体が主催する市民スポーツ活動への支援

- ア 知的障がい者のスポーツプログラム実践事業
  - イ 第13回新居浜市ジュニアカップ事業
  - ウ 第34回新居浜市駅伝競走大会事業
- (2) 全国大会・国際大会出場者へ奨励金支出による支援
- ア 全国大会、国際大会出場者に一定の奨励金を交付
  - イ 全国大会優勝者と国際大会出場者は、庁舎に懸垂幕を掲示し、祝福
- (3) スポーツ大会開催支援奨励金支出による規模の大きいスポーツ大会の誘致
- ア 100人以上の参加かつ県外から25人以上の参加がある大会開催を支援
  - イ 市民が参加し、見て、楽しめ、地域活性化にも繋がるスポーツ大会の誘致
- (4) 総合型地域スポーツクラブへの協力と新たな創出に向けての取組
- ア 総合型地域スポーツクラブ活動への協力
  - イ 校区体育振興会活動への協力と総合型地域スポーツクラブへの発展を検討
- (5) 2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツまちづくり
- ア サウジアラビア王国のホストタウンとしての活動強化
  - イ 海外チームや日本代表選手等の事前合宿誘致
  - ウ 新しい重量挙練習場の有効活用
  - エ 東京オリンピック・パラリンピック関連の各種スポーツ行事等への参画
- (6) プロスポーツチーム等と連携したスポーツまちづくり
- ア 愛媛県内のプロスポーツチームへの支援とスポーツを楽しむ機会の創出
    - (ア) 愛媛マンダリンパイレーツ(野球) → 市営野球場で公式戦開催
    - (イ) 愛媛FC(サッカー) → マッチシティ(新居浜市の日)での応援
    - (ウ) 愛媛オレンジバイキングス(バスケットボール) → 応援など
  - イ プロスポーツチームの合宿や元プロ選手によるスポーツ教室等の誘致

#### 4 施設環境の整備と既存施設の活用

- (1) 市内体育施設の拡充と維持管理
- ア 市民体育館への空調設備導入と競技場床面、照明器具、トイレ等の改修
  - イ 山根公園屋内プール設備等の改修
  - ウ 既存体育施設の充実(機能向上)と機能維持
  - エ 多喜浜体育館でのフットサル競技対応開始
  - オ 体育施設インターネット予約システム導入への取組
  - カ えひめさんさん物語事業への協力(周知活動や登山道の整備など)
- (2) 総合運動公園構想実現に向けての取組
- ア 地籍調査(観音原町と光明寺地区の一部)の継続実施
  - イ 総合運動公園基本計画策定に向けた準備
  - ウ 市長事務部局(企画部・建設部など)との連携強化

# 発達支援課

## 第1 最重要課題

障がいや発達課題のある子どもへの生涯にわたる一貫した支援

## 第2 重点事項(取組方針)

### 1 子どもにとって、より身近な場所での療育の実現

(1) 保育園・幼稚園でできる療育に向け、支援者のスキルアップを図る。

巡回相談におけるアドバイスとは別に、保育園・幼稚園を複数回訪問し、保育士や幼稚園教諭が、子どもの特性を理解し、その特性に応じ、支援をPDCAサイクルにより行うことができるようアドバイスを行う。

(2) こども発達支援センターの「ことばの教室」、「育ちの教室」における療育の機会を充実する。

また、対象児が在籍する保育園・幼稚園及び児童発達支援事業所との連携を深める。

### 2 読み書きに困難を抱える児童生徒の支援の研究

読み書きに困難を抱える児童生徒の支援に向け、愛媛大学とその方策について共同し、研究する。

(1) 読み書きに困難を抱える児童生徒の理解を深める。

(2) MIMの活用により、対象となる児童の早期発見に努める。

(3) 通級による指導等の活用により、読み書きに困難を抱える児童生徒への個別指導を図る。

(4) 読み書きに困難を抱える児童・生徒に対し、合理的配慮を行う。特に高等学校等の受験における特別措置に向け、早期の取組を行う。

### 3 家庭と教育と福祉の連携「(トライアングル) プロジェクト」の推進

(1) 障がいのある子どもに係る福祉制度について、学校等の教育関係者に対して周知を図る。

(2) 学校等と放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所等との連携のため、その仕組みを構築する。

(3) 保護者同士の交流の場等の促進

ア 周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、孤立感・孤独感を感じて、家に引きこもってしまう場合があることを踏まえ、県が実施するペアレントメンターによる相談支援を周知するとともに、こども発達支援センター利用の幼児保護者同士が、気軽に話せる場を設定する。

イ 保護者が発達障がいの特性を踏まえた接し方やほめ方等を学び、子どもの問題行動を減少できるよう、保護者に対してのペアレントトレーニングによる支援を行う。

#### (4) 個別の支援計画を活用した関係機関との連携

- ア 個別の支援計画を作成する際、子どもが利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保健所、就労支援機関等の関係機関と連携し、本人や保護者の意向を踏まえ、情報共有を図る。
- イ 障がいのある子どもについては、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活を含め長期的な視点に立って、幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、関係機関と連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努める。

### 4 キャリア教育の視点に立った自立活動の充実

#### (1) 自立活動の意義・指導の充実

- ア 自立活動の意義を確認するとともに、特別支援学級、通級による指導及び通常の学級において、自己実現を目指し、個に応じた指導の充実を図る。
- イ 各種研修会の充実や巡回相談の活用により、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任や通級指導担当者等のアセスメント力や実践力の向上を図る。
- ウ 様々なアセスメントをもとに、個に合った支援を行う。

#### (2) 一人一人の社会的・職業的自立に向けた早期からの自立活動の充実

- ア 幼児・児童・生徒が、困難な状況を認識し、困難を改善・克服し、生き生きと学び、生活するために必要となる知識、技能、態度及び習慣を身に付ける効果的な指導をする。
- イ 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくために、そのときどきの立場や役割とどのように向き合い、生き方を選択するか、具体的な内容を設定し、指導する。

### 5 インクルーシブ教育システムの構築に向けた、通級指導教室の利用促進とユニバーサルデザインの授業づくりの深化

#### (1) 28~29年度「通級による指導担当教員等専門性充実事業」の研究に基づき、通級指導教室における指導の充実を図る。

- ア 一人一人の課題に応じて、通級による指導目標、具体的な指導内容及び指導期間（開始・終了）を明確にする。
- イ 通級指導担当者と在籍学級担任との連携を深め、指導方法・内容についての共有を図る。

#### (2) ユニバーサルデザインの授業づくりの深化

- ア 通常学級担任が、障がいを含む多様な教育的ニーズのある子どもを理解し、教室環境を整備し、学級づくり、授業づくり、生徒指導などに取り組む。
- イ 一斉の授業で学習に困難を抱えた児童生徒に対して行う工夫が、その児童生徒以外にとってもよりよい理解に役立つことがある。このような観点から、困難を抱えた児童生徒を含む全員が参加し、理解を深めることができる授業づくりを行う。

#### (3) 通常学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障がいのある児童生徒の

指導の体制づくりを強化する。

- ア 文部科学省の「特別支援教室」（構想）を視野に入れ、通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、チーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける体制づくりをより充実させる。
- イ 家庭等の都合で他校の通級指導教室において指導を受けることができない児童に対応し、自校における通級指導教室の設置を含め、指導の在り方を検討する。

# 図書館

## 第1 最重要課題

生涯学習及び地域情報拠点としての、図書館機能の充実

## 第2 重点事項(取組方針)

### 1 図書館運営における市民サポーター制度の推進強化

図書館サポーターとの協働による図書館支援の強化を図るとともに活動の情報発信に取り組み、サポーター登録者の拡大と活性化を図る。

(内容) 読み聞かせ、配架活動、修理活動、館内環境美化活動、イベントへの協働活動

### 2 読書活動の推進と機会の提供、生涯学習の支援

市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、資料・情報提供の推進及び学習機会・場所の提供に努める。

(具体策) こども読書通帳マラソンの実施、お話会の充実（幼児対象、小学生対象、季節行事お話会等）、図書館まつり（ブックリサイクル・図書館見学など）、夏休みは図書館へ行こう！（子ども向けイベント開催等）、

「SDGs」普及啓発活動（関連書籍やチラシ等の特設展示）、展示コーナーの充実、健康・地域活性化支援コーナーの充実、ホール・会議室等における文化集会事業の利用促進

### 3 関係機関との連携による地域の情報拠点化の推進

市民の読書活動の推進及び地域課題の解決を支援するため、公共図書館相互の連携のみならず、学校や学校図書館、病院や福祉施設、地域企業との連携を強化する。

(具体策) 図書館ネットワーク・国立国会図書館デジタル化資料送信サービスによる資料提供、愛媛県立図書館図書の遠隔地返却地サービス協力、ブックスタート事業、出前講座、リサイクル図書等の活用、移動図書館の利用促進、病院等施設内の利用案内の掲示、新入小学生への案内の配布・図書館カードの作成、地域企業との協働イベント及び図書館ロビー展の充実

### 4 図書館PR活動の充実

図書館の活動を市民によく知ってもらい、図書館の利用促進につなげるため、あらゆる情報媒体を活用し、PR活動を推進する。

(具体策)「夏休み子ども探検隊」等図書館行事の、図書館ホームページの充実、メールマガジンの発行、図書館通路等掲示板の有効活用、図書館行事・活動の広報及び報告、イメージキャラクターの活用

## 5 地域資料の保存と情報発信、ふるさと学習の推進

郷土の歴史や文化を次世代に継承するため、郷土・行政資料を積極的に収集・保存し、郷土出身者や郷土の産業遺産等についての情報発信を行う。

(具体策)古文書等のデータベース化、愛媛新聞公開データベースの閲覧、別子銅山コーナー・住友関連コーナー・住友関連企業社史コーナーの充実、「別子銅山に関する本の解説講座」等の実施、住友老壯文庫の活用研究

# 学校給食課

## 第1 最重要課題

子どもたちの健康を守るとともに、安全で喜ばれる給食づくり

## 第2 重点事項(取組方針)

### 1 食育の推進

成長期にある児童生徒の、食に関する正しい理解と、適切な判断力を養うため、安全で栄養バランスのとれた学校給食を「生きた教材」として活用し、正しい食習慣を身に付けるための指導を行う。

- (1) 栄養バランスのとれた給食の提供に努める。
- (2) 校内放送や各種資料等を活用し、児童生徒に対する指導を行うとともに、栄養バランスのとれた献立づくりを家庭に普及する。
- (3) 安全性を最優先した食物アレルギー対応に努める。
- (4) バイキング給食、マナー給食等、特別給食の実施に努める。
- (5) 郷土料理等、地元の特徴を生かした給食の実施に努める。
- (6) 地元産物の活用に努める。

### 2 衛生管理の向上・安全保持

安全で安心な学校給食実施のため、食中毒予防対策、異物混入対策等の徹底を図り、衛生管理の向上・安全保持に努める。

- (1) 各調理場の施設設備の衛生面、安全性を重視した修繕、更新を図る。
- (2) 各調理場において、ネズミ・害虫等の防除を図る。
- (3) 学校給食研修会、調理場訪問衛生研修会等、衛生管理徹底のための研修の充実を図る。

### 3 学校給食センター設備の更新

平成13年度に設置した学校給食センターについて、順次調理機器の更新が必要な時期にきていることから、計画的な設備更新を図る。

### 4 新たな共同調理場（給食センター）の整備

小学校調理場の老朽化が進んでいるため、平成29年度に策定した学校給食施設整備基本計画に基づき、共同調理場（センター）方式にて整備を行う。

### 5 学校給食費の適正な負担等

多子世帯の経済的負担の緩和や、公平性の観点から未納解消に取り組む

必要がある。

- (1) 学校給食多子世帯支援事業を実施する。
- (2) 法的措置も含め、給食費の未納解消に取り組む。